

精神障害の業務上・外の判断の基本的考え方

業務上・外の判断に当たっては、

- ① 精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の確認
- ② 業務による心理的負荷の強度の評価
- ③ 業務以外の心理的負荷の強度の評価
- ④ 個体側要因の評価

について具体的に検討した上で、次の**判断要件**により、総合的に判断します。

判断要件

次の(1)、(2)及び(3)の要件のいずれをも満たす精神障害を、業務上の疾病として取り扱うこととします。

- (1) 判断指針で対象とされる精神障害を発病していること
- (2) 判断指針の対象とされる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること
- (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと

判断指針で対象とされる精神障害とは？

原則として国際疾病分類第10回修正(ICD-10)第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害です。

(主として業務が関連する可能性のある精神障害は、うつ病等気分[感情]障害、重度ストレス反応等ストレス関連障害などです。)

ICD-10第V章「精神および行動の障害」分類

F0	症状性を含む器質性精神障害
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害
F2	統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害
F3	気分[感情]障害
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F6	成人のパーソナリティおよび行動の障害
F7	精神遅滞[知的障害]
F8	心理的発達の障害
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、特定不能の精神障害